

## 附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成14年12月25日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

## 熊本県人事委員会規則第57号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の次に「（同日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあっては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第62号）第1条の規定による改正後の一般職員給与条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第64号）第1条の規定による改正後の県立学校給与条例（第4条第2項において「平成14年改正後の一般職員給与条例等」という。）の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を加える。

第4条第2項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の次に「（当該異動又は公署の移転の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあっては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成14年改正後の一般職員給与条例等の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を加える。

## 附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

## 熊本県人事委員会規則第58号

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第9号中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

第2条第2号イ及びウ中「地方公務員」を「職員」に改める。

第6条第1項第1号中「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内。次号において同じ。）」を「6箇月以内」に改め、同項第2号中「3箇月」を「6箇月」に改める。

第12条第1項後段を削る。

第13条第1号中「6月に支給する場合には100分の120」を「100分の140」に改め、「以下この号及び」を削り、「100分の160」、12月に支給する場合には100分の110（特定幹部職員にあっては、100分の150）を「100分の180」に改め、同条第2号中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第13条の6第1項第1号中「同項の表」を「同項各号」に改める。

別表第3中「| 3月1日 | 3月15日 |」を削る。

## 附 則

- この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 平成15年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関するこの規則による改正後の熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則第6条第1項（同規則第13条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同規則第6条第1項第1号及び第2号中「6箇月」とあるのは、「3箇月」とする。

平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

## 熊本県人事委員会規則第59号

平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当の特例措置に関する規則  
（改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号及び改正県立学校給与条例附則第5項第1号の継続在職期間に含まれる期間）

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第62号。以下「改正一般職員給与条例」という。）附則第5項第1号、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第63号。以下「改正大学教育職員給与条例」という。）附則第3項第1号及び熊本県立学校職員